

「奈良県地域貢献サポート基金」 寄付金にかかる税制措置（概要）

法人	法人税	寄付金の金額を損金算入できます。
	地方税	法人税の取扱いが反映します。 (法人住民税・法人税割、法人事業税)
個人	所得税	[寄付金－2,000円] まで所得控除できます。 ※寄付金は、総所得金額等の40%を限度
	住民税 (所得割)	税額控除が受けられます。 控除額＝①＋② ① [寄付金－2,000円] × 10% ② [寄付金－2,000円] × (90%－所得税率) ※②は、住民税所得割の10%が限度
	相続税	寄付金の全額を課税対象から控除できます。